

公告 第285号

令和8年2月16日

和歌山県農協健康保険組合
理事長 坂東 紀好



下記のとおり、令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限および適用期間を公告します。

なお、法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（ただし、その額が410千円を超えるときは410千円を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）とします。

記

標準報酬月額上限 410,000円

適用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで